

高齢者虐待防止のための指針

目次

- 1.高齢者虐待防止等に関する基本的な考え方
- 2.虐待防止検討委員会の組織について
- 3.虐待の防止のための職員研修について
- 4.虐待等が発生した場合の対応方法について
- 5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制について
- 6.成年後見制度の利用支援について
- 7.虐待等に係る苦情解決方法について
- 8.利用者等に対する当該指針の閲覧について
- 9.その他虐待の防止の推進について

※別表：「高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型例」

1.高齢者虐待防止等に関する基本的な考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的とする。
利用者の尊厳が保持、尊重されるよう高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

(1) 高齢者虐待の種類

- ・身体的虐待
- ・介護、世話の放棄、放任
- ・心理的虐待
- ・性的虐待
- ・経済的虐待

※詳細は別紙参照

2. 虐待防止検討委員会の組織について

当施設では、高齢者虐待及び身体拘束の適正化を目的とし、「虐待防止委員会」を設置する。

(1) 委員会の構成員

- ・管理者
- ・介護職員
- ・看護職員
- ・介護支援専門員
- ・生活相談員

※必要に応じて追加指名を行う

(2) 担当者の選任

高齢者虐待防止推進のための担当者は、委員会の委員長とする。

(3) 委員会の開催

虐待防止委員会は3月に1回以上を目安に担当者が招集し開催する。

(4) 委員会の役割

委員会は具体的に以下のような役割に基づき活動を行う。

- ・虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ・職員へ虐待防止意識を高めるための研修に関すること
- ・虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ・虐待が発生した場合の対応に関すること
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること

3.虐待の防止のための職員研修について

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する

ものであり、以下の通り実施していく。

(1) 開催頻度

年2回以上の定期的な実施、及び新規採用時に実施。

(2) 記録の保管

研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法について

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、迅速にその要因の究明、除去に尽力する。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処を行う。また、緊急性の高い事案については、必要に応じ市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先していく。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告し、担当者本人が虐待を行った場合は、他の委員等に報告を行う。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯を時系列で概要整理を行う。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、速やかに市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成、職員に周知する。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 成年後見制度の利用支援について

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法について

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決責任者に報告を行う。当該責

任者が虐待等を行った者である場合には、他の委員へ相談する。

- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払い、相談者の個人情報の取り扱いに留意する。
- (3) 対応の流れは、上記（5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制について）を参照。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

利用者等は、事業者の営業時間内にその事業所にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

9. その他虐待の防止の推進について

社会福祉協議会や高齢者福祉協会等で提供される虐待防止に関する研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ることとする。

附則

この指針は、2022年1月1日から施行する

2024年4月1日 一部改訂

2025年4月1日 一部改訂

※別表：「高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型例」

●身体的虐待

①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。

【具体的な例】

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。など

②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。

【具体的な例】

- ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
- ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※） など

③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。

【具体的な例】

- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。
- ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など

④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

【具体的な例】

- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。） など
- ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間居室の中に入れない。など

●介護・世話の放棄・放任

①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など

②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。

【具体的な例】

- ・徘徊や病気の状態を放置する。
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。

③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。

- ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。など

●心理的虐待

○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

【具体的な例】

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。
- ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など

●性的虐待

○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

【具体的な例】

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする。
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・自慰行為を見せる。など

●経済的虐待

○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など

(※)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができる。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の

手引き.中央法規出版,2011,207p.,p5-6.を元に作成 引用